

# 宗教法人の規則等の認証に関する審査基準

大阪府知事が行う宗教法人法（以下「法」という。）に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定によるほか、次に定めるところにより行う。

## 1 設立に係る規則の認証について

法第2条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、以下の点に留意の上、総合的な見地から判断を行う。

- (1) 法第2条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行う手いる団体を言う。

認証申請に係る団体（以下「当該団体」という。）が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、審査する。

当該団体が法第2条に規定する主たる目的のための宗教活動を行っているかどうかについては、法第13条第1号に規定する当該団体が宗教団体であることを証する書類（以下「宗教団体であることを証する書類」という）として、過去3年間程度の実績の一覧を添付することとし、これを客観的に証明する写真等により確認する。

信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その一覧を添付することとし、適切な方法により確認する。なお、信者の数については、宗教団体としての実体の確認の観点から判断する。

宗教団体としての実体について、次に掲げる事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認する。

ア 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約を添付することとし、過去3年間程度これに従った運営がなされているかどうかを調査する。

イ 宗教団体であることを証する書類として、過去3年間程度の収支予算書及び収支計算書を添付することとし、その真実性とともに予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査する。

ウ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録を添付することとし、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査する。

なお、当該団体が永続性を持つものであるかどうかも調査する。

法第2条第1号の団体については、現地において礼拝の施設を確認する。なお、礼拝の施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても調査する。

法第2条第2号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査する。

- (2) 当該団体が法第6条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場

合、次の点に留意の上、審査する。

公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを調査する。

公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものでないかどうかを調査する。

- (3) 法第13条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由のある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

## 2 規則の変更の認証について

法第26条に規定する規則の変更についての認証に当たっては、以下の点に留意の上、審査する。

- (1) 法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由のある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

なお、規則の変更の手続に関し、規則の変更に関する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを要し、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手続を調査する。

- (2) 新たに事業に関する規定を設けるための規則の変更については、1の(2)に準じて審査する。

- (3) 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任経過について調査する。

## 3 合併及び任意解散の認証について

法第38条に定める合併の認証及び第45条に定める任意解散の認証に係る提出書類について、その証明している事実の存否に理由のある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。

## 附 則

- 1 この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この審査基準は、施行日以降新たに申請される規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証の審査から適用する